

【動議】

請願第11号 学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について、継続審査、総務文教委員会への再付託を求める動議について

請願第11号 学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について、継続審査、総務文教委員会への再付託を求める動議について反対の立場で申し上げます。

この動議について、事実と異なる点を確認したという内容であったと思いますが、再生加工塩についてという部分について、執行部、請願者に問いただすまでもなく、公開されている資料の中に自然塩の良さは述べられております。執行部からの答弁にもありましたように、精製塩と天然塩の中間に当たるものが再生加工塩であるとの回答がなされています。ネットの中にもそのようなことが示してあり、自然塩に比べればミネラルの含有量は明らかに違い、自然塩の場合には88種のミネラルが含まれるわけで、明らかに違います。この点については委員会の中での発言の中でも、賛成された方はその自然塩の良さについては良いものと認識されていることをおっしゃっておられます。したがって、これらのことを踏まえて、委員の方々も、そのもとで採決に意思表示をなされて、賛成多数で結果が出ておりますので、自然塩の良さについての論議については、それは差し戻した形でするほどのことではないと思います。

また、経費的なことの話もありましたが、場所にこだわらなければ約5万円程度の上乗せでできるとの答弁が執行部からもなされています。これについても、多くの予算を費やしている学校給食の予算の中で5万円という経費であれば、許容できるものと推察できます。したがって、その意味で、差し戻してまで審議する必要はないと考えております。

また、請願者は確かに再生加工塩のことについては言及はないものの、文面の中から、自然塩・天然塩を使って、日々成長している子どもたちの成長に利するためにも、このような良いものを提供してあげたいという、その思いの中で請願を出されておられます。したがって、この点についても請願者の思いについて、あえて再度確認をする必要はないということが、文面からも想像はできることだと思っております。その意味におきまして、時間を弄することなく前向きにこの思いに答えていくことが、議会の務めではないかと思っておりますので、その意味で反対と申し述べておきます。